

## 平成30年度 第2回福岡市屋台選定委員会 議事録

### 1 日時・場所

平成30年12月 5日(水) 13:30~15:10  
アクロス福岡6階 607会議室

### 2 出席者

(委員) 村上委員長, 八尋副委員長, 楠委員, 坂井委員, 笹山委員, サーズ委員,  
田中委員, 堤田委員, 南原委員, 藤本委員

(事務局) 経済観光文化局 高島局長

天本理事

宮原国際経済・コンテンツ部長

横島まつり振興課課長(屋台の魅力向上担当)

執行にぎわい振興係長, 井上

保健福祉局

宮尾食品安全推進課長

住宅都市局

篠崎みどり運営課長

道路下水道局

西村路政課長

博多区

薄維持管理課長

中央区

倉岡道路適正利用推進課長

### 3 議題

(1) 会議の公開について

(2) 守秘義務等について

(3) 次回の公募について

- ・ 募集場所
- ・ 募集方法
- ・ 審査方法
- ・ スケジュール

(4) 前回公募で選定された屋台の更新について

### 4 議事

(委員長)

早速ですけれども, 議事の1に入りたいと思います。

会議の公開についてですが, 今回, 議事の3にも出てますように募集方法とか, 審査方法とか, 非常に具体的なことが出てまいりますけれども, 個人情報に係るような審査, 選考というものについては, 今回は扱っておりません。

この委員会は、できるだけ公開でいきたいということで進めてまいりましたので、本日も全て公開という形で進めさせていただければと思っておりますが、いかががでえしょうか。

—委員から異議なし—

それでは、最後まで公開という形で進めさせていただきます。

とは言え、皆さまからの発言、ご意見をしっかりといただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

## (2) 守秘義務等について

(委員長)

それでは次の守秘義務に関して、に移りたいと思ひます。

この守秘義務に関してですが、本日募集方法、審査方法と具体的な内容を議論していただくこととなります。そして、決定後、実際の審査プロセスに入っていくことになるかと思ひます。

前回そういう問題が起こった時、その際にも皆さま方にもお願ひしたのは、守秘義務を守っていただくということで、サインをしていただいたということが記憶にあるかと思ひます。今回も同様に、今後、審査プロセスに入っていく可能性が高いということで、そういうことを皆さま方にしっかりと守っていただきたいということも含めまして、宣誓書にサインをしていただきたいと思ひます。

それではすいませんが、サインの時間を取りたいと思ひますので、宣誓書のところに今日の日付とサインをしていただきたいと思ひます。

—各委員宣誓書に署名—

職員の方も前もってサインをしていただいていると聞いていますので、同時に誠実に進めていきたいと思ひます。

それでは回収していただいてよろしいでしょうか。

ありがとうございました。

## (3) 次回の屋台公募について

(委員長)

それではこれから重要な審議に入らせていただきたいと思ひます。

式次第の「次回の屋台公募について」ということですが、A3の資料の資料1と資料2、これをまとめて事務局から説明をお願ひしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

(事務局)

まず、資料1をご覧ください。

議事3「次回の屋台公募について」ご説明いたします。

資料の左上をご覧ください

屋台数についてですが、本年11月1日現在で、全体で100軒、そのうち公募屋台が20軒となっております。

その下に、前回の選定委員会におけるご意見を踏まえまして、辞退や廃業等の理由を記載しております。

公募屋台の辞退等の理由としましては、「店を構えるため」「親の店を継ぐため」「親の介護のため」などとなっております、廃業の理由としましては、「体調不良」などとなっております。

続きまして、「募集場所」についてご説明いたします。

まず「1 募集場所の考え方について」ですが、条例及び規則において、屋台が連なり定着している場所、条例等の基準を満たし、環境整備ができる場所、地域に理解され、道路交通の問題が少ない場所となっております、前回公募と同様にそれらに基づいて募集場所を選定しております。

次に、具体的な募集場所数についてですが、先ほどの募集場所の考え方にに基づき、14区画を募集したいと考えております。具体的な場所については、資料右側の「3募集場所について」の地図をご覧ください。

14区画の内訳についてですが、前回公募場所で、現在営業をしていない場所が8区画、既存屋台の廃業場所で、募集場所の考え方に合致する場所が5区画、新規の場所が1区画で、それぞれ、赤色のマル、オレンジ色のマル、黄色のマルで表記しております。新規の場所の1区画につきましては、この度、環境整備の見通しが立ったため、新しく募集場所としたものでございます。

資料1の説明は、以上でございます。

引き続き、資料2をご覧ください。「募集方法」についてご説明いたします。

まず、左上の青色の部分をご覧ください。

前回公募では、全体を大きく2つのエリアに分けて募集しましたが、今年の7月に開催いたしました前回の選定委員会におきまして、次回公募では、場所または並びごとに募集することが方針として決まりました。

また、詳細は後ほどご説明いたしますが、辞退等があった場合に備え、次回公募では、「補欠候補者」を導入したいと考えております。

次に、別紙1をご覧ください。

今年の7月5日に開催いたしました前回の屋台選定委員会の資料になります。おさらいになりますが、前回の選定委員会では、募集方法についてご議論いただき、次回公募においては「B案 場所または並びごとに募集」することで決定いたしました。

内容としましては、1つ目、「場所ごとに、または同じ並びに場所が複数ある場合は、並び単位で募集」、2つ目「応募者は場所または並びを1つ指定して応募」、3つ目「場所ごとの最優秀者が合格。並びで募集した場所については並びごとの成績上位者から

順に、希望場所を選択」となっております。

資料2にお戻りいただきたいと思えます。

左側の「1 募集方法について」をご覧ください。

まず、あらためての確認になりますが、「場所」と「並び」の概念についてご説明いたします。

「場所」は、1軒分の屋台区画のことで、「並び」は複数の屋台区画の連なりのこと示しており、次回公募は、「場所」で募集いたしますが、同じ「並び」に募集場所が複数ある場合には、「並び」で募集したいと考えております。

イメージ図で説明しますと、まず前提ですが、濃い灰色のマルが現在屋台営業している場所を表し、赤色のマルが公募する場所を表しております。上の図は「場所」で募集の場合ですが、5区画の「並び」のうち、赤色のマルが1つですので、「場所」で募集することとなります。一方、下の図は「並び」での募集の場合ですが、5区画の「並び」のうち、赤色のマルが2つありますので、「並び」で募集することになり、場所2区画分をまとめて募集することになります。

次回公募において具体的に申し上げますと、別紙3「募集場所（全体図）」をご覧ください。

募集場所の全体図になりますけれども、黄色い枠囲みにアルファベットと地区名を記載しておりますけれども、「B天神中央地区」「C渡辺通地区」「E昭和通地区」を「場所」で募集し、「A天神西地区」「D天神東地区」「F清流公園」「G長浜地区」を「並び」で募集することになります。

たびたび申し訳ございません。資料2にお戻りください。

左側の「1 募集方法について」の「デメリット解消策」の部分をご覧ください。

今回、場所ごとに募集することで、2つのデメリットが想定されますので、デメリット解消のための工夫を実施したいと考えております。

1つ目は、全体の中で優秀な応募者であっても、希望する「場所」または「並び」内での競合により、営業候補者として選定されない可能性があることです。

これにつきましては、前回の選定委員会での意見も踏まえ、「2つまで希望可能とすること」と「補欠候補者を導入すること」で、デメリットを一定解消したいと考えております。

「補欠候補者」については、営業候補者に選定された方を除く、全応募者の中での成績上位者を若干名選定することとし、辞退等により営業候補者が確定しなかった場所については、補欠候補者の成績上位者から順に希望場所を選択できることとしたいと考えております。

2つ目は、「場所」によって、倍率が著しく高くなる、または低くなる可能性があることです。これについては、事前に「場所」または「並び」ごとの倍率の調査、公表を行うことで、デメリットを一定解消したいと考えております。

具体的に申し上げますと、事前に当初希望場所等の調査を行い、事前調査時点の「場所」または「並び」ごとの倍率を公表し、応募者がその倍率を考慮して応募できるようにすることで、倍率の平準化を図りたいと考えております。

次に、右上の「2 長浜地区の募集方法について」をご覧ください。

次回公募では、昨年度及び前回の選定委員会で長浜地区についてのご意見があったこと、具体的には「特に厳しい状況に置かれている長浜地区については、賑わいの創出という面での取組みについて検討してほしい。」や、「選定もさることながら、その後のことも含めて、考えていただきたい。」といったご意見があったことや、今回、長浜地区に3区画連続する募集があることを踏まえ、その連続する3区画を「グループ募集場所」とし、2人一組または3人一組でのグループ応募を受け付けたいと考えております。

また、「グループ募集場所」については、個人応募よりグループ応募を優先して選定することとしたいと考えております。

「グループ応募」のメリットとしましては、複数で隣接してチャレンジできることから、個人応募に比べ、新しく取り組むことに対する不安が一定解消される、複数で隣接して営業することにより、相互で連携した企画をすることができることから、営業面における相乗効果が期待できるなど、があると考えております。

なお、グループ応募により営業候補者が選定されなかった場合は、当該場所を個人応募の募集場所としたいと考えております。

次に「3 応募資格について」と、「4 提出書類について」ですが、基本的には、前回公募と同じ取り扱いになっております。

資料2の説明は、以上でございます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

(委員長)

ありがとうございました。

再度資料1, 2を見ていただきまして、場所がどういう場所なのか、それから選定の方法として場所で決める場合と、並びで決める場合と、グループで決める場合、この3通りのものが存在しているということも確認していただきたいと思っております。

以上の説明の中でご意見がありましたら、賜りたいと思っておりますけれどもいかがでしょうか。どなたからでも結構ですが、ありますでしょうか。

(委員)

長浜地区なんですけれども、グループ応募の導入ということで3区画連続する場所ということで2名1組または3名1組として、と書いてあるんですが、募集地区は長浜地区は5区画になっている。そうすると、2名1組または3名1組としている理由はどこでしょうか。

(委員長)

それは事務局の方から。

(事務局)

長浜地区のグループ応募の件でのお尋ねということですが、委員がおっしゃったように長浜地区については5区画を募集することとしております。ただし、この5区画につきましては、現在営業している屋台がありまして、全てが連なって5区画募集するという訳ではございませんで、連なりで募集できる場所は最大3区画、あと飛び石で1区画、1区画になっておりますので、グループ応募につきましては、隣り合う3区画を候補地としたいということがございます。以上でございます。

(委員長)

3つはちゃんと繋がってるんですが、あと2つは離れている場所にありまして、それで最大3つしかできないということで、3人集まるのが難しいケースもあるので2人でもいいんじゃないかということで、原案としては2人ないし3人で応募してくださいという内容になっているところの説明かと思います。

(委員)

長浜地区で赤が4つと茶色が1つですかね、これは全部空いている訳ではない。

(事務局)

赤色のマル4つと、オレンジ色の1つは今現在空いている場所でございます、今回合計5区画を長浜地区で募集したいというふうに考えています。

ただし屋台が全体では9軒、長浜地区にはございまして、9軒から5を引くと4軒になりますけれども、4軒は現在指定された場所で営業している状況にあります。次回公募で募集しようとしている空いている区画というのは、具体的に申し上げますと、3つ連なっている場所、そしてその隣が2軒営業してまして、また1軒募集する場所、また2軒営業してまして、また隣が募集する場所ということになりまして、やはりグループ応募ですので飛び地で協調しながらやるというよりも、隣同士連なって連携した取組みを行う方が効果的だということで考えてございまして、最大の連なりである3軒はグループ応募の募集地、残りの1軒、1軒については個人応募の募集地として考えています。

(委員)

9軒あって5軒ですよ、この図面というのはこのように屋台が並んでいる訳ではない訳ね。そこが分からないで。

(委員長)

先ほど配布してもらった別紙の3の方に、5とか4とかいう数字があって、併せて9と。今回単純化して分かりやすく書いただけなので、現実的には3箇所、離れてあるということで、今回事務局の方で、連続したとこだとろんな連携ができるだろうからということで、そういう案を作成していただいたという形になっています。

(委員)

グループのところなんですけれども、屋台は基本店主の人がいないといけないとい

う条件になっていると思うんですけども、例えば3区画1グループで営業となった場合に、屋台は3つある訳ですよ、どなたかが3人のうち1人だけしかいないとか、そういう条件ではない訳ですよ。

(委員長)

その点についても事務局から説明してもらいたいと思います。

(事務局)

今委員がおっしゃったように、3軒共同してやるけれども、じゃあ1人責任者がいればいいのか、そういう訳ではございませんで、1軒1軒、当然業者がいることが条件になります。以上でございます。

(委員長)

提出される資料はそれぞれが書いていただいて、連携してグループ応募ができるという形になっているので、基本は1人でまず出していただく、という構図になっているかと思います。

他にご意見ございませんか。

(委員)

前回の会議の時に、委員長さんの方から屋台業者に対してのヒアリングを行いますということで、そのヒアリングの内容を次回にお伝えしますということだったと思うんですけど、ヒアリングの内容によって次回の応募方法にも影響してくるんじゃないかなというふうに私は考えていたんですけども、そういったことは一切なかったということでしょうか。

(委員長)

いえ、この後に説明をしていただく予定だったんですが。

(委員)

そうなんですか。なぜヒアリングの内容を先にやらないんでしょうか。

(委員長)

ヒアリングの内容というのは、具体的な内容についての意見が非常に多かったもので、その内容に関わるところで説明をした方が誤解を生まないのかなということで手順を踏んでたんですけど、もし今その話をした方がいいというのであれば、提示させていただきたいと思います。

(委員)

グループ応募が、例えばヒアリングの中で、いろいろな業態の方たちが一緒になって、新しいアイデアでやるとまた違ったものが出てきますよとかいうことがヒアリングの中であったのかなとちょっと思ったんですけど、そうではない。

(委員長)

その範囲の話は出てきていなかったということがありまして、むしろ後で副委員長から説明をしていただく予定にはしていたんですが、どちらかと言うと屋台を全く

経験していない人が始めてしまって、やってみてこんなことじゃなかったと思って、大変さをその後感じた方が多いということ。

そうであれば、前もって体験をしていただくような場を作った方がいいのではないかと、屋台をやっている方から、組合長の方からそういう提案もありましたし、実際にやっている方もそういう意見が何度も出てきたということだったんですね。

そういうことで、長浜地区をどうしたらいいのかという話もちょうこの方から振ったんですけれども、そういう細かなことについて、こうした方がいいよという話はあまり出てきてなかったものですから、むしろ、先ほど申しましたように、体験をさせた方が良いというのが、実際にやっている方からも出てきていることだったので、そういうところで紹介をしたいということで先延ばしをしていたということになります。

もし委員が言われるように、長浜に関して、当然先にご紹介をして進めていった方がいいというのはそうなんですけど、残念ながらそこについては意見が出てきてなかったもので、後でもいいのかなという判断をさせていただいたということです。

(委員)

屋台営業者の方たちにヒアリングを行うと前回会議の時におっしゃっていたのが、これは大変参考になるんじゃないかなというふうに思っていました。

ですので、応募方法に関してもですね、ヒアリングの中からポイントになるものがいくつか出てくるんじゃないかなというふうに思っていましたし、また公募屋台の辞退・廃業の理由の中に、体調不良とかそういったものが書かれていますけれども、体調不良によってどうしても屋台を廃業しなければいけなかったというような、屋台の公募に関しても深く関わってくるんじゃないかなというふうに思っているんですけれども。

だから私は、ヒアリングの内容を先に教えていただいて、その中でどういった問題があったのかということもお聞きしたり、あるいは廃業の理由になったものはどうしたことなのかということも、具体的に教えていただかなければ、応募資格とか応募方法をとっても、内容も変わってくるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

(委員長)

操作したいということでは全くなくて、先走って申し訳ありませんけれども資料の3のところ、例えば、選考する際に屋台従事体験をしたかどうかということが入っているんですね。それはヒアリングした内容を受けまして、できるだけこの方々の意見も受け止めたいということで、こういう方向でどうでしょうかという話をする段階で、紹介をさせていただきたいというふうに思ってたんですが、今言われるのも当然のことだと思いますので、どういう内容だったかということについて、私と副委員長の八尋委員が、トータルで4回に分けてお聞きしておりますので、それについてご紹介をし



ていただいて、もう1度、その内容を聞いていただいて、募集場所、特に募集方法です、それについて参考になるものがもしあればということで確認していただければと思います。

それじゃお願いしてよろしいでしょうか。

(副委員長)

それでは前回屋台営業者のヒアリングを行いましたので、それについてご報告したいと思います。別紙2をご覧くださいと思います。

左手が屋台営業者団体、屋台組合のヒアリングと、屋台営業者へのヒアリングを行っています。

まず左側に屋台営業者団体の代表者に聞いています。それは7月28日に聞きまして、2名に対して1回行いまして、もう1つ右側が、前回の公募で選定した屋台営業者3名について、それぞれ各1回の合計4回ヒアリングを行っています。

まず屋台組合長2名に対するヒアリングの結果についてなんですけど、ご報告いたしますと、最初にヒアリングにあたって屋台営業の代表としてこの屋台選定委員会の場で話をしていただけないかということを書きましたところ、両組合長は、まずは、個別の場で率直に意見を述べたいというような話をされておりました。こういう場を作ってほしいということで、ヒアリングをするということで、この場というよりもそういう形で意見を反映させてほしいというような意見が出ております。

次にヒアリングの結果についてなんですけど、まず公募に関する内容なんですけれども、組合長が繰り返しおっしゃっていたのは、資料の下線が引いてある部分のおりなんですけど、屋台営業の大変さについて応募者に説明する機会が必要ということです。あと設営から撤去まで屋台営業を体験する機会を持ってもらいたいという、この2点は出ておりました。

実際に屋台営業を体験するというので、やっぱり応募者に屋台営業の流れを知ってもらおうと、また営業時間以外の設営とか撤去などの変さを感じてもらおうというのは、とてもいいことだろうというふうに思います。

それで、応募者が屋台営業を体験する機会については、行政から要請があれば、組合として協力するという申し出があります。

お客さんとして来られて、なんとなく雰囲気がいいから屋台営業がしたいというような考えで来られる方もいらっしゃると思うんですけども、実際はやってみると本当に大変で、屋台引くことから、事前の料理の準備からするというのは、非常に大変だと、こういうことをちゃんと感じてほしいというような意見が出ておりました。

それから明朗会計とかキャッシュレスについては、一部の屋台で会計関連の問題があるとの認識をお持ちでいらっしゃると思います、お通しのことであるとかワンオーダー制とか、独自のシステムがある場合は必ず店内に明記するよう、組合からも強く要望していると、指導しているというようなことも出ておりました。

また、キャッシュレスとかレシート発行については、社会全体の要請が強まっていく中で、屋台全体としてもいずれはそうなるであろうというようなことを言われてまして、公募屋台選考時の条件にしたらいいのではないかということをご提案されておりました。

それから右側の方になるんですけども、公募に関する内容なんですけれども、これは公募屋台にヒアリングしたんですけども、屋台の設営とか撤去が、慣れるまで非常に大変だったということをご言われておりました。組合長からの話もあったんですけども、やはり屋台従事体験については、ぜひ実施した方がいとおっしゃっておりました。

また、屋台は必ずしも儲かるものではないということをご説明会で予め伝えた方がいということも言われておりました。前回公募で、面接時間 15 分くらいだったんですね、その時間ももう少し長くとした方がいという話が出ておまして、それはやはりそうだろうかと私も感じております。15 分くらいで屋台のやり方から、ヒアリングをするんですけども、それだけでは不十分なんで、本当のやる気とかなんとかも含めて審査項目に入っていますから、そういう意味では、そういったきちんとしたヒアリング時間をとる必要があるだろうというふうに思いました。

それからキャッシュレスについても、数年後には扱えないと取り残されるだろうとの強い認識もお持ちになっておまして、また別の方からは、実際にそういうのやってみただけど、大変でもないし、つり銭の準備もいらなくてデメリットはないというような、そういう感想もいただいております。

最後に資料の右下、ヒアリング結果を基に今回検討すべき事項に反映する必要があるだろうというものを、2 点ほど書いておられます。

説明会での屋台営業の厳しさの説明と、従事体験をどこかで実施するということが必要だろうということが 1 点。これはやはりお客様目線ではなく、お客様の目線だけではなくて、実際に営業するというごこと、リアルを持って感じるということが大事だろうということですね。

それからもう 1 つは、キャッシュレス対応、レシート発行等の選考への反映をしたらどうかというご意見が出ておりました。

以上です。

いろんな努力をされている内容とか、お聞きしたんですけども、それについてというよりも、今回この公募について関係あるところだけを抜き取って、今説明はさせていただきます。

以上です。

(委員長)

もう 1 度、別紙の 2 の方をご覧ください。

今説明があった部分というのは、下線を引いている分でございます。説明がなかつ

たところで、今先生の方からご意見がありましたように、選考方法に関しても、前回のようエリアでやるのはまずいよね、場所ごとでやってほしいと、その方が応募する側からも不満がないんじゃないか、そういう意見はありました。

それはもう、当初、こちらの方からもそういう方向でということだったので、敢えて今回はその時点で反映されているということで処理をさせていただいています。

もう1点は、トイレについても話をお聞きしています。右側の方に書いているんですが、ある屋台の方は、コンビニと契約を結んで、故障したりした場合は、費用の負担をやるという形で実施してますということで、実際にそういうことが発生して、費用の負担をちゃんとしましたというようなことも話をしていただいています。

一方で、そういう努力はされているという状況も説明の中で判断できたかなと思っています。

それともう1点、右側の方で公募に関して、これは後で出てくる話になりますけれども、面接の時間をもう少し多めにとってほしいと。そして多面的なもので質問していただいて、もう少し深掘りをしてもらえないかと。少し時間がたらなかった印象がありますという意見もありました。

これについては後でもう1度出てまいります、時間を増やして対応しようというようなご提案はさせていただきたいと思っています。

ということで、実はヒアリングの内容については、最大限反映できるような形で、原案の中に入れてたいということで、進めさせていただいているというのが、今現在の状況でございます。

まず、ヒアリングについてご質問等ありましたら、お聞かせしたいと思いますが、いかがでしょうか。

大丈夫でしょうか。

そしたら、元に戻っていただきまして、そういうことで場所で決めるということと、並びの場合はどちらかになるということで、上位者から選考していただくというようなことは書いております。そして、長浜については応募がない可能性も実は想定していたので、グループで応募するようなチャンスを与えてはどうかと。というので、ちょっとアレンジの部分として入ってきたというふうに思っています。

もっと違ったことができないかなと色々考えたんですが、我々の委員会というのは選定委員会なので、その範囲を越えてできない案件が多くてですね、実際、この選考の方法の中で何らかの工夫をして、反映できるようにした方が、ということでこういう原案が出てきたとご理解いただけたらと思います。

ということで、こういう方向で進めさせていただいてよろしいでしょうか。よろしければ次の議題にいきたいと思えます。

(委員長)

それでは資料3を見ていただきます。資料3につきまして、事務局の方から説明を

お願いいたします。

(事務局)

それでは、資料3をご覧ください。

審査方法についてご説明いたします。

まず、左上の「審査イメージ図」をご覧ください。

次回公募では、まず、事務局で資格審査を行った上で、1次審査として筆記試験を行い、1次審査通過者を対象に、2次審査として書類審査と面接審査を行いたいと考えております。

次に1つ目のマルの審査部会についてですが、次回公募でも、応募書類の個別審査及び面接審査を予定していることから、審査部会を1つ設置したいと考えております。

「屋台選定委員会運営要領」において、「審査部会は、委員長の指名する委員をもって組織し、部会長及び副部会長は、部会委員の互選による。」と規定されていることから、部会の具体的な構成等については、資料3の説明後に、委員長を中心にご議論いただきたいと思います。

次に2つ目のマルの屋台従事体験の実施についてですが、先ほど八尋副委員長からご報告がありました屋台営業者ヒアリングの結果を踏まえ、屋台営業者のご協力のもと、1次審査通過者には、1次審査と2次審査の面接審査との間で、任意に屋台従事体験ができるようにしたいと考えております。

応募者にとっては、「屋台従事体験」をすることで、事前に、より現実的な屋台営業をイメージすることができるのではないかと考えております。

次に3つ目のマルの審査項目、配点についてですが、1次審査を筆記試験により100点満点で実施し、2次審査については書類審査を100点満点、面接審査を50点満点、2次審査合計150点満点で実施したいと考えております。

また、グループ応募につきましては、資料右側の表の1番下になりますが、別途20点満点のグループ応募に特化した審査項目を設けたいと考えております。

1次審査の結果につきましては、2次審査に反映することはありませんが、2次審査で同点となった場合には、1次審査の結果を反映することとしたいと考えております。

また、屋台営業者ヒアリングでの結果等を踏まえ、審査の新たな視点としまして、1次審査の筆記試験では、資料左側の表の2段目になりますが、「屋台の魅力、質の向上のための創意工夫」の観点において、福岡の観光に関する知識の項目を設けたいと考えております。

また、資料右側になりますが、2次審査の書類審査と面接審査では、中段の②、屋台の魅力、質の向上のための創意工夫の観点において、キャッシュレス対応の取組みやレシート発行の取組みの項目を設けるとともに、⑤総合評価の観点において、資金計画や収支計画の具現性や、屋台従事体験の有無やその感想などの確認による意欲等

の項目を設けたいと考えております。

グループ応募については、グループ応募ならではの取組みについて、確認したいと考えております。

資料3の説明は、以上でございます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

(委員長)

ありがとうございました。今回、前回と違うところがいくつかあるかと思えます。前回は2次審査の部分で全て行っていたという形になります。書類を提出してもらって、それを審査委員が審査をして、そこで順位をつけて、上の方から面接をするというのが前回のやり方でございます。

今回はそれに代わりまして、1次審査という形で、法令を中心にしたテスト形式になりますけれども、実施をまず行いたい。というのも前回の反省もある訳ですが、細かな内容を書きいただくためにも、基本知識をちゃんと持っているかないかというのは、大事なポイントだろうと思っています。それで筆記を通して、そのあたりをしっかりと勉強していただいて、その内容を更に間違いないかどうかを確認するという形の書類審査を実施する。その内容に関連しまして面接においても、法令に関わるもの、あるいは屋台の魅力に関わるもの、あるいは人物評価といったもので総合評価50点を面接点として加えていく、こういう方向で進めていきたいというふうに今事務局案としては出てきているということだと思えますが、ご意見がありましたら賜りたいと思えますが、いかがでしょうか。

(委員)

前回の公募の時に、市税に係る徴収金の滞納がないということで、滞納があったり、あるいは確定申告をしていなかったというようなことがあったんですけども、そういったことを確認するのは、どの時点でどこの部署がやるのかを教えていただきたいと思えます。

(委員長)

事務局の方からお願いしていいですか。

(事務局)

今の委員からの滞納ありなしの書類等の確認方法等についてのお尋ねですけれども、まずどの場所かというところですが、資料3の審査のイメージ図のところ、まず応募書類の中で市税の納付状況に関する書類というのは一律に求めたいと、応募者が各窓口に行っていただいて、滞納がないことの証明を取っていただいて、応募書類に添えて出していただく、という形をとりたいと思えます。

確認する時期ですけれども、資格審査の中で事務局の方で確認したいと考えています。以上でございます。

(委員)

ということは前は、滞納なしの証明はなかったということですか。

(事務局)

前回の公募におきましては、できる限り事務局の方で、担当部局の方に照会をかけて確認したという状況でございます。以上でございます。

(委員)

今回はあるということですね。

(事務局)

そうです。

(委員長)

もう1つ、先ほどの資料のところに、1次審査の下に資格審査というのがあるかと思えます。たぶん資格審査の1次審査が始まったけれども処理が間に合わないという場合も、試験は受けさせるけれども、そこで失格をした場合には、それ以降無効になるというような部分も入っていると。

(事務局)

先ほどの前回の納付状況の確認についてでございますが、前は内部で確認したと申し上げたんですけれども、市内居住者か市外居住者かによって対応が分かれておりまして、市内居住者に関しましては事務局の方で内部で確認をいたしております。市外居住者の方に関しましては、書類を提出していただいております。すいません、訂正させていただきます。

(委員長)

基本的には、資格審査の期間中に確認ができるようにするというのを基本とするということよろしいですね。

(事務局)

はい。

(委員長)

他にご意見はございますか。どうぞ。

(委員)

屋台従事体験なんですけれども、今度募集する場所が天神、中洲、長浜とエリアがあるんですけど、場所によって全然状況が違うので、各場所、一つ一つじゃないにせよ、エリアごとにやっていただけるんでしょうか。

(委員長)

事務局の方でお願いいたします。

(事務局)

具体的な屋台従事体験の方法等についてのお話なんですけれども、現在ご協力をいただくことを表明いただいているのは、指定組合であります天神と博多の屋台組合というところから協力いただくことになっておりまして、個別の場所というのはなかなか応

募者が指定することは難しいところもあるのかなと思うんですけども、現在営業している屋台の中で、そういう受け入れが可能だということはある程度リストアップして、応募者とのマッチングをしていただく方向で今話を進めているところでございます。

主には天神と博多のエリアで行うことになっています。以上です。

(委員)

体験する時は実際に営業をされるんですか。お客さんも入るんですか。

(事務局)

より本来の屋台営業を体験していただくことが、より効果的なのかなと考えておりますので、今考えているのは屋台を駐車場の方から運ぶことから始めていただきまして、実際に料理を作るとかいうのはなかなか難しいと思いますが、そういったものは補助や、接客業務になるかと思えますけれども、そういった経験をしていただいて、最後片付けるところまで、許せる範囲で体験をしていただければと、今のところ考えております。

(委員長)

せっかくなので、副委員長がそれを体験されていますので、体験を話していただければと思います。

(副委員長)

実は体験をしてみまして、夕方17時くらいから朝3時までやりました。

やはりいろんな気が付かないことがいっぱいありまして、物を片付ける時でも、通行人がいるからそういったところに配慮しなくちゃならないし、1日水を扱いますから手はふやけてしまいますし、それから1日17時から3時までずっと立ちっぱなしで、やはり道を屋台が乗る大変さとかいうのもあって、そういったのをやるということを、イメージだけでも持ってもらおうというのは非常に大事かなと思います。

私は1日で腰は痛くなるし、大変な目に遭いました。でも、実際そういうのをやらずに、私もお客さんでしか行ってなかったんですね。やはり全然違いますよ、屋台を見る目が。その裏でどういう大変さがあるのか。お聞きしていたら、4時に帰り着いて、10時くらいから仕入れに入って、仕込みを昼からして、5時に店を開けるというのは、これはもう大変なことだなというのをすごく実感して分かりましたので、これをぜひ知った上で応募してほしいなと思いました。以上です。

(委員長)

他にご意見ございますか。はい、どうぞ。

(委員)

屋台従事体験、副委員長大変な中、お疲れさまでございました。

先ほどの話ですと、天神と中洲では体験のご協力を得られるとのことで、確かに長浜は今、実際営業しているところが4店舗しかありませんので、難しいのかもしれない

せんけど、実は一番厳しい状況に置かれているのが長浜エリアですね。ですから、その厳しさを目の当たりにするのがいいのかどうかというところはありませんけれども、長浜エリアについても、ぜひ何らかの形で体験できるようなことがあった方がいいんじゃないだろうかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

(委員長)

事務局からご説明いただけますか。

(事務局)

委員からのご意見も踏まえまして、今後長浜の組合等を通して、その辺のご協力をいただけるかどうか等協議して、いただける場合には、体験できる場所としても検討したいというふうに考えております。

(委員長)

場所が 14 区画ありますので、選考するとしてもそんなに数を絞っていきませんので、多くの方が応募してくる可能性もあるかと思えます。その意味でも多くの屋台の方の協力を仰いで、体験できる場を作っていただくというようなことは、これからの方針として必要なのかなと思っています。

資料 3 をもう 1 度見ていただきますと、2 次審査の項目があります。これはほぼ前回と中身はあまり変わっておりません。それを書いていただくんですが、前はどちらかと言うと、作文的なものも結構ありまして、やはり体験をしてその中身をより詳しく自分で確認をしていただきます。その上で、面接で確認をしながら、やる気をしっかり評価できるというような形で進めていけばと思っています。

先ほどのヒアリングの話になるんですが、前は本当に 15 分か 20 分くらいの面接時間ですが、倍くらいの時間を取りたいというふうに、今のところは考えています。それでじっくり評価できるようなスタンスを取りたいと。多少時間はかかりますけれども、応募した方も悔いのない形で進めていければというのが、今の素案レベルの議論の中で出てきた内容でございます。もしこのままで進めさせていただくことでいいということでありましたら、このまま次のプロセスに入っていきたいと思いますが、この審査方法でよろしいでしょうか。

— 各委員異議なし —

(委員長)

それではこの審査方法に基づいて、進めさせていただきたいと思います。

次に、審査部会について先ほど屋台選定委員会運営要領の第 2 条の 2 ですね。委員長が指名をしろということがありますが、ここが非常に難しい部分もありまして、現在欠員が 2 名で 11 名がメンバーでやっています。その上でどうしたものかというところなんですけれども、前回していただいたように市議会の議員の先生方には、市政に係る全般的な知識を持っているということで、実際に個別の案件について関わっていただくというのは、時間的にも非常に無理があるだろうということもありまして、



この全体会議の中でご意見をしっかりいただいて、調整という形で対応していただければというふうに思います。

それから南原委員の場合は、福岡市食品衛生協会会長という立場でご参加いただいておりますので、できるだけ前回と同じように、食品衛生に関するチェックをしていただきまして、審査部会なしで情報提供していただいて、サポートをお願いできればというふうに思っています。

そうしますと、市議の方を除いた他の6名いるんですが、一応6名を審査部会のメンバーとして進めていければというのが、今私が考えている時間的な内容ではその方が対応しやすいかなと今思っております。ただし、その中でどう進めていくのかにつきましては、今度は委員の方の中で話し合いをしていただきまして、その審査部会の部会長、副部会長、そういうものもその場で決めていただきたいというふうに思っています。ここではそれについて、審議をしないという形で、審査部会にて委員の中で話し合っていたいただきたい、進め方も決めていただきたいというふうに今のところ考えていますが、その進め方でよろしいでしょうか。

— 各委員異議なし —

(委員長)

そういう進め方で進めさせていただきたいというふうに思います。

(委員長)

そうしましたら、資料の4の方を見てください。今までどういう場所で、どんな方法で、どんな審査方法をとって進めていくのかというところまで確認してきました。これからは日程的に、どういう日程で進めていくのかという内容の部分になります。これにつきましても、事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、資料4をご覧ください。

「スケジュール」の案についてですが、主なところで申し上げますと、まず、今月から募集を開始し、2019年1月から同年5月にかけて選考を行い、同年8月から順次、許可を開始したいと考えております。

また、営業開始後につきましては、3年後と5年後に更新審査を実施し、最長で10年後の2029年3月までの許可としたいと考えております。

その他のスケジュールにつきましては、表のとおりです。

なお、次回の選定委員会は2019年4月末を予定しており、審査部会の報告を基に、営業候補者を決定していただきたいと考えておりますので、年度初めのお忙しい時になりますが、日程調整等のご協力のほどよろしくお願いいたします。

資料4の説明は、以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(委員長)

一応確認をしますと、1月の末頃に1次審査をする。それから2月の後半から4月頭にかけて2次審査を行って、そのメンバーの中から面接を4月にかけて行う。前回とちょっと期間を長くとっておりました、余裕を持って審査をしていただくという日程になっております。今、説明がありました4月の後半に候補が決まりまして、すぐ決定していただく委員会を開催する、こういう段取りになっているということですが、この日程につきまして、何かご意見がありましたら賜りたいと思いますが、いかがですか。

(委員)

前回の審査のスケジュールの時に、大変短い間で大変ご苦勞があったという話をお伺いしておりました。その時には、6ヵ月くらいのスケジュールで次回は、というような形でお話しがあったんじゃないかなと思うんですけども、お尻が決まって前倒しになっているのかちょっと分かりませんが、前回の内容からして委員長さんとか審査に関わった方々が、最低これだけは必要だということがあれば、それを最優先にさせていただければなと思ってるんですけど、いかがでしょうか。

(委員長)

これは事務局に聞いた方がいいですか。我々が言った方がいいですか。

実は、前回の場合に1次審査というのがございせんでした。なので、全ての書類を審査しなければならないということで、膨大な量の時間をかけて審査するという非常に期間の短い中の話だったと思います。今度は、1次審査がありますので、そこである程度の人数を絞って、ふるいにかけることができる。そうすると委員の方で処理をする量は前回よりも、半分以上少なくなる可能性があるということで、この日程で一応書類の不備とかも含めて事務局がチェックをしながら、委員の方に引き継ぎができる形で、ミスが少ないような状態で審査を進めていくというような形でいけば、この期間でも何とかできるんじゃないかという判断のもとでこのようになっています。どうぞ。

(事務局)

併せて事務局からスケジュールについての補足なんですけれども、確かに全体で見ますと前回とそれほど変わらないのかなと、募集開始から許可開始までの期間が変わらないような状況でございせんけれども、おっしゃいました書類審査であったり面接審査、審査部会の委員さん、今の選定委員会の委員さんにご協力いただく部分に関しましては、前回の公募よりゆとりを持った日程としていると思います。一応、補足させていただきたいと思います。以上でございます。

(委員長)

今のところ、もし1次審査がないとすると、この期間では難しいというのはあるんですけども、審査のプロセスで絞れるというのがあるので、全ての書類に目を通しても前回ほどではないだろうというふうには理解をしています。よろしいですか。

(委員)

はい。

(委員長)

どうぞ。

(委員)

募集期間なんですけれども、今日の会議が終わってすぐ、決定したら募集を始めるという認識でいいんでしょうか。

というのが、以前はたくさん募集があったんですけれども、エリアによってはなかなか応募がたくさん来ないかなと危惧するエリアもあるので、募集期間をなるべく長く、ある程度とっていただいた方がいいんじゃないかなという思いがあるんですけれども、いかがでしょうか。

(委員長)

これは事務局からお願いします。

(事務局)

募集期間の長さ等についてのお尋ねでございますが、今お示ししている案は事務局案としてお示ししている案ですけれども、今回の選定委員会におきまして、スケジュール等もご承認いただきましたら、できるだけ早く準備を整えまして、広く公募をする段取りを進めてまいりたいと考えておりますし、できる限り募集期間を長く確保していきたいと考えております。以上でございます。

(委員長)

ということは、伸びる可能性もあるという理解でいいですか。

(事務局)

まずちょっと事務局の方で検討いたしまして、今の委員のご発言も参考にして、できる限り長い期間できないか、もう一度精査したいと思います。以上でございます。

(委員長)

そうすると、ちょうど真ん中にある公募の説明会がスタートして、公募期間が少し長くなって、後がずれていく可能性もあると、そういう理解でよろしいですか。

(事務局)

その辺も踏まえまして、今一度検討したいと思います。

(委員長)

とすると今日ここでこれが決定できないということになりますけど。

(委員)

そうしましたら募集開始を、事務手続きもいろいろおありでしょうけど、なるべく早く、始まりを急いでいただいて、そこで募集期間を少しでも確保していただくようにご努力いただければ。そうしないと全体がずれば、今日決められなくなってしまいますので、これはお願いでございます。12月の早い段階で募集が始められるよう

にお願いできたらと思います。以上です。

(委員)

結局、許可開始を8月からと決めてるんで、そうじゃなくて、もうちょっと後ろに持ってきてもおかしい話じゃない訳でしょ。お尻を決める必要がないじゃないですか。何か特別な理由で許可開始を、この日にち、この月というふうにしてるんですか。

だから募集期間を委員が言うように長く伸ばしてやって、委員が妥協案を出してくれたけど、実際12月になってと言っても今はもう12月ですよ。だからどう見ても1週間か2週間ですよ、どんなに頑張ったって。

だからそうじゃなくて、お尻の分をちょっとでもずらせるなら少しでもずらしておいて、そして全体的にずらしていくとすれば、そう無理はないんじゃないかなと思うんですがいかがでしょうか。

(委員長)

今の委員からのご提案は、最後の部分、許可開始が8月初めになる、それをちょっとずらして、全体をずらす形で合意を取ると。その後の日程で募集期間を合わせるようなものであれば、この委員会でそういう案として検討しましょうというご提案だと思いますが。

(委員)

今委員の方からもありましたとおり、後ろが決まっているとこういうふうになってしまうんですけども、前はですね、この選定委員会は営業候補者が決定する前に2回行われました。これは1回しか行われませんので、できれば審査の段階で、今こういう状況なんですというような話が、大変私たち委員は参考になりました。ですので、最終決定をする前に選定委員会をぜひ開いていただきたいなと思っています。前回の委員長、大変ご苦勞をされていますので、今回きちっと物事が進むように、後ろを決めるんじゃないですか、スムーズに、それから透明性高く物事が運ぶようにお願いしたいなと思います。

(委員長)

これは一つ8月というのは、我々の委員の任期が8月で、それまでには終わらせなくてはいけないという正直なところがあるんですね。

それでいくと、決定が例えば7月一杯で決めて、それはこの委員会としての決定をしましたと。あとは次の委員会にお任せします、そしてOKということであれば、我々委員としては、ギリギリやってもいいのかなと思うんですが、あとは警察とか様々な打合せをされている状況だと思うので、その修正をできるかできないかは別の話だと思います。

それと今ご意見がありましたように、例えば1次審査の結果、上位者がどういう点数なのかというのは委員会を開いてほしいと。こういう結果なので次こういうふうに進めます、2回目のところの2次審査で書類上こういう審査をしましたと、でこうい

う結果ですと。次の面接に入りましたという形で、それぞれここでは審査部会という下に判断されますけど、それに合わせて選定委員会も開いた方が望ましいのではないかというご意見だったと思うのですが、それについてはいかがでしょうか。

あった方がいいということであると、また日程調整しながらやらないといけないということになります。

それについては事務局の方とまた工夫して、でも方向を決めておかないと難しいと思うんですがいかがでしょうか。

(委員)

委員長の任期が8月までということだから、その間のことでしょ。

(委員長)

全委員がそうです。

(委員)

委員の任期が4月までの人もいるからね。選挙があるから。

(委員長)

そういう状況も合わせてですけれども、審査部会についての報告会というような形の選定委員会を開いた方がいいというのであれば、この委員会としては開いた方がいいという決定をした方がいいかと思うんですが、いかがでしょうか。

(委員)

さっき言った改選の年なんで、例えばスケジュールが少し後ろの方に行くのであれば、最終決定の委員会は5月、途中の委員会は改選があった後の4月というようにしていただければ、ありがたいなと思います。

(委員長)

事務局の方はいかがですか。

(事務局)

事務局の方から1つ、もともとこの予定とした経緯を少し補足をさせていただければと思います。

昨年初めて屋台の公募をしまして、これまで数が少なくなっていく中で、そこを補充して活気を増していくと、都市のにぎわいに貢献していくということで屋台の公募を始めまして、1年間経った今年の4月で1年間の検証をしまして、またご意見とかをお伺いした上で、今選定委員会を開かせていただいています。

できるだけ早く、また更なるにぎわいを作っていきたいということで、この募集期間で委員長ともご相談をさせていただきながら、審査はしっかりやっていくようなスケジュールで組ませていただいて、この日程でいきたいというふうに考えています。

もう1つ、できるだけ早くというところは、新たな屋台の営業をしまして、やはり春から夏にかけて、寒い時期よりもできるだけ暖かい時期にオープンした方が活気が出やすいのではないかとということもありますので、できるだけ早くというところは少

し私たちも、敢えてにぎわいを出したいというところと合わせて、スケジュールに少し余裕を持ってできるところで、8月くらいを目途に、できるだけまた新たな活力を作っていければというところで、この日程というところをお示しをさせていただいているところでございます。

(委員)

募集期間はどうか。

(事務局)

募集期間につきましても、できるだけ無駄なくというところは、本日ある程度合意をいただいて募集をさせていただけるような状況になりましたら、手続き的にはすぐにでも、すぐ作業を進めて、できるだけ今月早いうちに募集を開始させていただきたいと、少しでも長く期間をとらせていただきたいというふうには考えています。

(委員長)

というご説明ですけれども。

(委員)

事務局は何かあっても動かしたくないという気持ちでしょう。

事務局の言いたいことはよく分かるんですけどね、募集期間はできるだけ早くと言ったって今日はもう何日ですか、もう5日でしょう。明日からできるんですか。そんな訳にはいかないでしょう。

そうしたらやはり、それこそ12月の末の方になったら皆さんお忙しくなるし、応募を忘れる方も結構出てこられますよ、これ。だからできるだけ余裕を持ってくれという部分もあるんで、せめて1月の中旬とか。これ1月っていうのは1月の初めなんですか、中旬なんですか、下旬なんですか。これによってもまるで違う。

(事務局)

今こちらでお示しさせていただいているのは、1月の下旬くらいに1次審査というふうに考えておりますので、その直前くらいまで。

(委員)

じゃあ1月一杯と考えていい訳ですね。

だから実際問題は、1ヵ月と10日前後ってことですよ。40日くらいということですよ。

(事務局)

そうですね。1ヵ月ちょっと取れるようには。

(委員)

12月の末の方は、年末と正月と入るんですよ。だから10日間はとれない。

だから実際30日ですよ。せめて2月の中旬くらいまでに延ばせませんか。

(委員長)

というご意見ですけれども、事務局と委員会の考えに隔たりがありますが。

(委員)

任期と8月が関係するんですか。

(委員長)

要するに、私たちがここで許可開始というものを、ここで言われるように選定委員会で決定して終わるとというのが8月の頭でも良いというふうに思っています。

この分で言うと、選定した方がちゃんと営業を始めたと確認できて終わるというそんなイメージではいたんですけれども、今言われるようにぎりぎりまで我々の仕事は選定なので、選定が終われば良いという立場だとは思いますが。

(委員)

いずれにしても我々の立場というのは、議員であるということが委員の就任させていただいている前提だと思うんですね。選挙があるということは、当局はよく分かったうえで話だろうと思うんですが、ただ慎重にやった方がいいなと思うのは、辞退、廃業の理由を見るとですね、予め分かっているんじゃないかというような理由が多いんですね。だからやはり、先ほど八尋副委員長が体験された、非常に貴重だったというお話もありますし、できるだけ今度はやはり、8軒も辞退と廃業というようなことにならないように、今日の委員会は貴重な時間を割いての委員会だから、1つ1つ前に向かってきちんと整理されていくのが委員長の仕事で、我々ももちろん協力しなきゃならないと思いますし、ただ当局と正副である程度の打合せをされて出された資料としますので、この場で正しい、とやかくは言えないかもしれませんが、スケジュールはスケジュールとして、前回の轍を踏まないように、この中でやるとすれば、それだけしっかり慎重に作業を進めていただければありがたいと思いますよね。

(委員長)

ある程度話をまとめていかなきゃいけないと思うんですが、これでいきますと、例えば営業選定場所の選択会というのが5月の10日頃ですか。それに近いまでに選定委員会をずらして、全体をそこまで、行っても10日くらいしか延びないと思うんですけれども、それぐらいは修正をかけて、ぎりぎりまで選定委員会以降、すぐ選定の選択会ができるような状態にしてあげるといったようなところぐらいしか、今この案の中では修正はできないのかなとは思いますが。

(事務局)

募集期間をきちんととるということも当然必要だと思いますので、そのある程度のスケジュールを含めて、再度検討させていただければと思います。

(委員長)

検討するという事は、また委員会を開くということでもいいんですか。

(事務局)

当然検討はさせていただきますので、できれば委員長にもご相談させていただいたうえで、委員の皆さまにも必要であれば、個別にご説明も含めてお願いをできればと思

います。

(委員)

それでいいと思います。

(委員長)

そういう形でよろしいでしょうか。

一応できるだけ募集期間をもう少し延ばすような形で調整をする。そうしたものについて各委員の先生方に会いに行かれまして、確認をとるという形で進めるということでもよろしいでしょうか。

—各委員異議なし—

(委員長)

ではそういう形で進めさせていただきます。

#### (5) 前回公募で選定された営業者の更新について

(委員長)

では、今日の最後の案件になるかと思いますが、前回公募で決まった方々の更新に係る案件でございます。それにつきましても、事務局の方からご説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、資料5をご覧ください。

議事4「前回公募で選定された屋台の更新について」ご説明いたします。

まず、1つ目のマルの「前回公募で選定された屋台の許可の通算期間について」をご覧ください。

許可の通算期間につきましては、屋台基本条例において、3年を限度とし、2回に限り延長を行うことができると規定されております。延長については、1回目にあつては2年以内、2回目にあつては5年以内と規定され、屋台選定委員会が認定したときに限り、延長をすることになっております。

前回公募で選定された屋台に置き換えますと、2016年度に公募を行い、2017年4月に許可を開始しております。よって、許可の通算期間につきましては、最長で10年、2027年3月までとなっておりますが、許可開始3年後の2020年3月末と、その2年後の2022年3月末に、延長に係る審査を実施することになります。

次に、2つ目のマルの「更新の考え方」についてですが、規則第17条の「公募についての応募資格」を引き続き満たしていることに加え、規則第26条の「更新時の審査基準」を考慮して審査していただきたいと考えております。

スケジュールにつきましては、2019年の9月から10月の間に更新申請を受け付け、同年10月から12月の間で更新審査を行っていきたいと考えております。

今回の選定委員会では、更新審査についての大きな方向性を確認していただき、詳



細については、案ですけれども、2019年4月に予定しております、次回の選定委員会でご議論していただきたいと考えております。

議事4の説明は、以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(委員長)

すいませんけれども、更新時の審査基準、26条4つあるんですけれども、もう少し具体的なことを含めて説明してもらえませんか。

(事務局)

委員長から、更新の考え方の右側の更新時の審査基準、規則第26条の4つの内容についてももう少し具体的な説明をとのことであります。

まず、「指導及び措置の実施状況」につきましては、道路、公園、食品衛生において指導、措置を実施しておりますので、その辺の状況に応じて審査することになると考えています。

また「過去の営業状況」につきましては、当然選定委員会の中でもご議論いただく内容ですけれども、事務局としましては普段の営業日数がどのような状況なのかというのは1つの判断基準になるのではないかなと考えております。

また「営業計画の実現の程度」につきましては、公募時に営業計画書を出していただいておりますので、記載していただいている内容がどれくらい実施されているかというところの確認になろうかと思えます。

4つ目は、その他何かを確認する事項があればということというふうになっております。以上でございます。

(委員長)

ありがとうございました。

ということで、今ちょっと追加でご説明をお願いしたのは、例えば3番とか4番というのは申請時に書かれた書類の内容でございます。その内容でどの程度実施できているかという部分の確認作業があるということで、今回の新規に募集する場合もそういう判断基準になるベースの書類を持っていないと判断できないということで、同じような内容で進めているということも、ちょっと理解をしていただければと思えます。

こうやって見ていきますと、更新申請が9月からということになりますので、一応その基準につきましては、この委員会で方向性を聞いていくということで、この方向でいいのかということになるかと思えます。

ご意見がありましたら賜りたいと思えます。

これは具体的には、この日程表の中にありますけれども、審査部会がまた立ち上がって、ここで個別審査、書類を審査するという形で、そこで内容を精査したものが選定委員会に上がってきて、選定委員会で決定すると、そういう段取りだということですのでよろしいでしょうか。

(事務局)

はい、今言った内容でございます。以上です。

(委員長)

ということなのですが、このままで進めさせていいかどうかなのですが、よろしいでしょうか。

—各委員異議なし—

(委員長)

では、公募に関する応募資格の確認と、更新時にどれくらいちゃんとできているかどうかというものについても、審査項目をチェックして更新をするかどうかを決めるという方法で進めさせていただくということによろしいでしょうか。

はい、ではこのとおりに進めさせていただくことで議事4を終わりたいと思います。

(委員長)

一応今日ご用意してます案件は以上でございます。他に委員の方から言いたいこと等ございましたら、お申し出ください。はい、どうぞ。

(委員)

今日の内容の中にも入っていましたが、ヒアリングをされた時に屋台を営業していく上での身体的な負荷が大変かかっているという、副委員長さんも体験されたということもございましたけれども、私たちが今まで知らなかったことが分かってきたんだなと思っています。

そして、公募屋台の廃業の中に体調不良というのがありますけれども、そういったことも実際は考えてもみななかった身体的な負荷がかかってしまって、体調不良になってしまったんじゃないかなと推測するんですけれども。そしてまた既存屋台の廃業の方もいらっしゃると思いますので、そういった身体的に大変負荷がかかっている屋台営業に対して、基本条例の中の施行規則なんかを追加したり、変更したりというようなことも必要じゃないかと思うんですけれども、そういった提案というのは、委員長からできるものなんでしょうか。事務局にお伺いします。

(事務局)

選定委員会につきましては、主に公募に関することが主な業務となっております、広く公募に関わることであれば、選定委員会としての意見をいただくことも可能かと考えています。

いただいた意見につきましては、事務局の方でいろいろ審査をしたうえで、条例事項であれば議会に諮りたいと思いますし、規則事項であれば審査して進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

(委員長)

というようなことで、実際に始めたところいろんな見えなかった問題が見えてきているので、それをなるべく条例等に反映できるような形で、というようなご指摘だっ

たと思います。我々がやっている中で、そういったことがありましたら、恐らく次回の委員会の中で、こういう点を考慮すべきかなとか、またお諮りするような機会があるかと思いますが、その際またよろしくご意見願えればと思います。

他に。はい。

(委員)

ありえないと思うけど、グループで3人で、グループで応募されますよね。各店舗で1人ずついるとしてですよ。その人たちがみんなお友達だったら、屋台を1軒2軒にしないで、3軒1つにして屋台できるという考え方もできない話じゃないだろうと思いますけれども、それはないんですよ。

(事務局)

今のところは、そういった想定はしておりません。以上でございます。

(委員)

興味があって尋ねたいのは、トイレの件ですよ。これは屋台を引き続きずっと、やっていくという、それが一番大事なことから、ここで弁償したと書いているから、前回公募で、私たちが書面を審査した時にですね、ホテルそれからコンビニ、そういうところのことはみんな書いているんですよ。果たしてそれが本当に許可して、そういうところにトイレを貸しているのかなと疑問を持ちながら、審査をしてきたんですよ。だからこれをずっと続けるならですね、やっぱり公衆便所のようなものを、やっぱり2年にいっぺんくらいは、やっぱりそういうような公衆便所を造ってもらいたいなという気持ちは十分あるんですよ。

何でかと言うと我々住民として、クルーズ船が入ってきて、6,000か7,000人入ってきて、8万ほどのお金が落ちていくというようなことを私たちは聞きますけれども、それにまで対応しながら、そればかりではないから、住民に愛される屋台を作ってくださいというような気持ちですよということは発想として我々は言ってきたけど、クルーズ船がやや少なくなってきたような状態で、今度はどうしようかとなった時には、今度は市民が受けないといけないとなるから、それだって困るし、そういうところによっても、明るいまちづくりをするために衛生的にしようと思うなら、そういうところから始めてトイレを造っていかないとだめなんじゃないだろうかと思いますけどね。そういう気持ちはあるんですか、大体。

コンビニに行っても、ジャーと2杯の水を流したらいくらかかりますか。人に迷惑かけてするような屋台はやめておいた方がいいですよ。私はそう思う。

公園だって、トイレを造ってくださいと言っても造ってくれないんですよ。そう言うようならゴミ箱置いてくださいと言ったら、ゴミ箱を置いていて粗大ゴミが出てくるから駄目ですよとするから、どうするんですか大体。我々の公園はトイレもないんですよ。そういう役所の造り方なんですよ、委員長。

やはり屋台を作るためには、ちゃんとそういう衛生的なものを造ってやらないと、

さあ出てきてくださいと言っているのに出てこられないでしょ。それが一番ですよ、我々が一番不安になっているのはそこ。はっきり言います。

コンビニでしていいんですか、トイレ使っていていいんですかと言ったら、委員が、ホテルでできるにしたって、道でしたらどうするかと、衛生的に悪いじゃないかとおっしゃったでしょう。それは一番悪いことでしょう。それを先に取り上げてやっていかないと。

(委員)

委員の続きのお話ですけれども、私、今日、議論を見て、このペーパーが全体を俯瞰して分かりやすかったんですが、実際に営業する他の屋台との関係、それから新しく設置される場所はどことか、更にそこがどのトイレと繋がっているのか、これを分かるような資料を見たいなと思ひまして、今度見せていただければと思います。

この次でも結構ですし、この資料にできればありがたいなと思ひてます。それを見てハードウェア、私、得意分野の夜の景観に関係すると言われて委員をお受けしたんですけれども、少し全体のハードウェアの前提が合っているかちょっと知りたいので、これを拡大したような図面をいただければというようなご意見でございます。

(副委員長)

委員からコンビニの話も出たと思うんですけれども、コンビニは確かに使わせていいと言うところと駄目と言うところ分かれています。いいと言うところはやはり自分のところの売上に繋がっているんですよ。何か購入するとか何とか、あとは宣伝ということで。そういう意味でコンビニ使わせているというのは、これ事実としてあると思います。

それからトイレについてなんですけれども、私も昔、都市でどれくらいトイレが必要かというのを計算したことがあるんですけれども、屋台についてですね、トイレまみれになってしまうんですね、下手すると。じゃあそういうのは非現実的で、やはり民間と協力しながら都市の中でうまくやっていくという、景観を大事にしながら、なおかつ環境も良くしながらというのが、私はベストマッチングじゃないかなというふうに思います。

それから、夜、地下街は閉まってしまいます。地下街のトイレは夜 10 時までくらいですかね、そこまで使わせるというようなそういったやり方もやっていますから、もうちょっと長く使わせるとか、そういうことで対応するとかいうやり方もあるかと思ひます。いろいろ工夫等しながら、都市計画の中で一緒に考えていくことじゃないかなというふうに考えています。

(委員)

だから天神公園の裏なんかは、屋台が必死になって掃除していると言っていたじゃないですか。そういうことはあった訳ですよ。

それと、私も 8 月で辞めたいなと思うくらいあります。本当に忙しい、私たちも。

それぞれ選んだけど、屋台の自分の選考したところを周ってみましようとか1回もない。だから全然わからない、ここに来ても。行ったことないよ、私が選考したところに行ってみたいと思う。そしてちゃんと言われたとおりに、値段はいくらいくらと書いているのをちゃんとやっているのだろうか、汚水はちゃんと流しているだろうかというのを、私は見に行きたいんですよ。だけどそういうことを、役所が行きましようかとも言わない。どうなっているんですか、辞めたいですよ、私は8月で。

(委員長)

そのことはよく分かります。

私たちはちょっと回っているんですけども、一応回っている中でも実際に本当に体験してみないと分からない部分がたくさんあるなというのは感じています。

今いろんなご意見が出たんですけども、この選定委員会でできることとできないことがございますので、そういう改善のポイントはどういうことなのかというのを、別の形で、提示できる形で、どこかで考慮してもらおうというような取組みに繋がっているような機会ができればというふうには思っています。

それが精一杯かなとは思いますが、今もらいましたご意見ですね、ベースにしなながらも、次回こういうことを改善するというようなものがありましたら、またその他の事項の中でご審議いただければと思います。よろしいでしょうか。

(委員)

副委員長がさっき困ったと言ってらっしゃったから、我々もついていきたいという気持ちを私は言っているだけで、あなたばかりそういうことをさせたくないという気持ちがあるから言うだけで、そう思っているだけです。

(委員長)

では一応今日用意しています審議につきましては、以上となります。

どうもありがとうございました。

(事務局)

長時間にわたりましてご審議、誠にありがとうございました。

特に最初の方で委員の方からお話がありましたけれども、ヒアリングの結果を重視して、正に現場重視ということだと思いますけど、それは大事なことだとすごく感じまして、やはり厳しさを知っていただくためには従事体験していただくとか、キャッシュレス対応とかレシート発行については選考への反映をとというご意見もありましたので、その中でしっかり選考の中に入れていきたいと考えております。

それから、その他のご意見も非常に有意と言うか厳しい意見をいただきましたので、しっかり真摯に聞かせていただいて、取り組んでまいりたいと思います。

スケジュールにつきましては、委員長、副委員長にご相談いたしまして、皆さまに持ち回りをさせていただいて、決めさせていただきたいと思います。

本日は誠にありがとうございました。

